学校法人長崎学院 アンペロス寮規程

(平成21年4月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎外国語大学学則第46条第2項の規定に基づき、学校法人長崎学院が経営する学生寮(アンペロス寮と称し、以下、「本寮」という。) に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本寮は、長崎外国語大学の建学の精神に則り、世界各地から集った学生が共同生活を通して友好を深め、国際社会に通用する高度なコミュニケーション力と豊かな人間性を涵養するための施設とする。

(管理運営)

- 第3条 本寮の管理運営の責任者は、学校法人長崎学院事務局長(以下、「事務局長」という。)とする。
 - 2 本寮の管理運営を円滑に行うため、「アンペロス寮運営委員会」と「アンペロス寮業務連絡会議」を置く。
 - 3 本寮に寮長を置き、アンペロス寮運営委員会委員長(以下、「委員長」という。)をもって充てる。
 - 4 第2項の委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(入寮手続)

- 第4条 入寮希望者は、入寮申込書を寮事務室に提出する。
 - 2 入寮を許可された者は、所定の期日までにアンペロス寮賃貸借件入寮契約書を提出すると共に所定の費用を納入しなければならない。
 - 3 入寮後の部屋移動は、原則として認めない。

(入寮の許可の取消)

第5条 入寮を許可された者が、正当な理由なく入寮しないときは、入寮の許可を取消すことがある。

(入寮の時期)

第6条 入寮の時期は、毎学期の始めとする。なお、欠員が生じた場合は、学期の中途においても入寮させることができる。

(在寮期間)

- 第7条 在寮期間は、修業年限の範囲内とする。
 - 2 修業年限で卒業出来ない者は改めて入寮申込書を寮事務室に提出し、寮長の許可を受けなければならない。

(退寮)

- 第8条 卒業生は、卒業式の翌日をもって退寮日とする。
 - 2 学期中途における退寮は、原則として認めない。ただし、止むを得ない事情により退寮を希望する者は、退寮希望日の1ヶ月前までに所定の退寮願をアンペロス寮事務室に提出しなければならない。なお、「退寮願」提出日から退寮日までの期間が1ヶ月未満の場合は「退寮願」提出日から起算して1ヶ月分の寮費を徴収する。

(退寮措置)

- 第9条 寮長は、寮生が次の各号のいずれかに該当するときは直ちに退寮させるものとする。
- (1) 卒業等により本学学生の身分を失ったとき。
- (2)「アンペロス寮規程」第7条に規定する在寮期間を経過したとき。
- (3) 停学又は懲戒退学の処分を受けたとき。

- (4) 寮費等の納付を、3か月を超えて怠り、督促を受けても納付しないとき。
- (5) 寮内の異性のフロアに許可なく立ち入ったとき。
- (6) 寮生がゲストルールに違反した場合、もしくはゲストが異性のフロアに許可なく立ち入ったとき。
- (7) 寮内の風紀を著しく乱す行為があったとき。
- (8) 疾病その他の理由により保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。
- (9) 入寮の願い出に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになったとき。
- 2 寮長は、寮生が次の各号のいずれかに該当するときはアンペロス運営委員会の議を経て退寮をさせることができる。
- (1) 停学、休学により長期間にわたり本学における修学が不可能になったとき。
- (2) 長期に渡り所在が不明となったとき。
- (3) 日常生活において指導を受けても改善が認められず、共同生活に適さないと認められたとき。
- (4) その他学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。
- 3 前条第1項の規定により退寮した者は、休学等の期間が終了したときは、再入寮を願い出ることができる。 (規則違反時の対応)
- 第10条 規則違反が発生した場合は、寮管理人、寮母、守衛は現場に急行し、当該学生の氏名および事情を確認し、状況を収拾した上で当該学生に対して寮内の会議室において指導・注意を行なう。
 - 2 寮管理人は、規則違反が発生した都度、管理簿に記録するとともにアンペロス寮運営委員会に報告する。
 - 3 寮管理人及び寮母は、当該学生の規則違反が 2 回目である場合は指導・注意を行なうとともに、アンペロス寮運営 委員会による注意・指導が行なわれることを通知する。
 - 4 当該学生の規則違反が3回に達した場合は指導・注意を行なうとともに、退寮措置等の処分についてアンペロス寮 運営委員会で審議されることを通知する。
 - 5 当該学生の規則違反が2回目である場合は、アドバイザー(寮生が本学学生である場合、本学以外の学生の場合は 委員会から1名)と委員長(または、委員長の委嘱を受けた委員)は面談を行ない、注意・指導するとともに次の 事項を学生に通知する。
 - (1) 規則違反 3 回で退寮となるので、再度規則違反を起さないこと。
 - (2) 規則違反の内容によっては、本学学生の場合は学則上の停学・退学を含む処罰の対象となる場合もあること。また、本学以外の学生の場合は在籍校に連絡すること。
 - (3) 本件については、保護者(留学生の場合は協定校または保護者)に連絡すること。
 - 6 当該学生の規則違反が3回目である場合は、速やかにアンペロス寮運営委員会を開催し、処分について協議し、 協議結果は委員長名で稟議を申請し、学長・理事長の承認を得て当該学生に通知する。
 - 7 上記(2)の決定については速やかに保護者(留学生の場合は協定校または保護者)に通知した上で、寮内に掲示による周知を行なうとともに再発防止に努める。

(退寮前点検)

第11条 退寮するに当たっては、事前に居室の施設、設備及び備品について、寮事務職員の点検を受けなければならない。

(寮食)

- 第12条 入寮者は、入寮時の当該学期中は入寮時から講義終了日まで寮食を摂るものとする。
 - 2 次学期以降の食事は、寮食または自炊の選択制とし、自炊を選択する場合は、寮食のキャンセルの手続きを寮事務室にて行うものとする。

3 寮食をキャンセルする場合は前月の10日迄に事務室に申し出をしなければならない。キャンセルの申し出をしない限り自動継続になる。

(費用及び徴収方法)

- 第13条 入寮費、寮費、食費及び光熱費は、別表に定めるとおり。
 - 2 寮費及び食費は、翌月分を前月20日に銀行口座より引き落とす。
 - 3 光熱費は、当月の光熱費(前月 21 日~当月 20 日分)を毎月末に銀行口座より引き落とす。

(寮生心得)

第14条 寮生が遵守すべき事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、アンペロス寮運営委員会の議を経て、事務局長が定め、理事長に報告する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2021 (令和3) 年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改定に伴い、アンペロス寮退寮措置に係る規程、アンペロス寮生の規則違反取り扱いに関する内規、アンペロス寮細則、アンペロス寮入居及び寮費・食費等に関する取扱基準(アジアからの留学生への対応)は廃止する。